

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成 26 年  
9 月 1 日  
(月曜日)

**山口県告示第二百九十四号**

平成二十六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成二十六年九月一日

一 水源涵養保安林及び土砂流出防備保安林

山口県知事 村岡嗣政

○告示

目次



山口県告示第二百九十四号

平成二十六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成二十六年九月一日

山口県知事 村岡嗣政

平成二十六年九月一日発行

発行人所

山口県知事